

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本的改正を求める意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心と自給力の向上を求め、冷凍食品をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者がその安全性に不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度では自ら判断することができない。そうして知らないままに遺伝子組み換え食品を食べ続けている。

さらに、食品安全委員会において、異常の多発原因について何の解明もされないままに「安全である」と性急に評価された、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫っている。また、受精卵クローン由来食品はすでに任意表示での流通が始まっている。多くの消費者がその安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えている。

今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が知る権利に基づいて「買う」「買わない」を自ら決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を求める。

記

- 1 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3月25日

大阪府三島郡島本町議会